

「日本バプテスト連盟に関わる人は
全てハラスメントを行ってはならない。」
(ハラスメント防止規程 第2章第4条)

ハラスメント被害にあっている人のみならず、
ハラスメントと疑われる行為を
見聞きした場合も相談してください。

相談は原則、電話で行います。

●相談電話●

090・2744・8739

(火曜～金曜 13時～20時)

●相談申し込みフォーム●

日本バプテスト連盟ホームページ www.bapren.jp 内、ハラスメント対策委員会バナー
をクリック。申し込みページへ進みます。

●手紙による相談●

手紙による相談申し込み

〒336-0017 さいたま市南区南浦和1-2-4
日本バプテスト連盟 ハラスメント対策委員会宛て



ひとりひとりの尊厳が
守られるために

教会で
生きづらさを感じている
あなたへ

- ☑ リーダーに意見を言いにくかったり、コミュニケーションがむずかしいと感じる
- ☑ 嫌がっているのに身体的な接触をされる
- ☑ 性的な冗談、悪口やうわさを言いふらされる
- ☑ 怒鳴られる、暴言を吐かれる、必要以上の大声で叱られているように感じる
- ☑ 人にバカにされているように感じる
- ☑ 何も悪いことをしていないのに、誰かに怒りをぶつけられてしまう

心当たりがあればご相談を

一人で悩むことはありません。
相談から解決に向けて寄り添い、援助します。

- 第8条 ハラスメントを見聞きした人、ハラスメントを受けたと感じた人、および本人が委託した代理人は相談グループの専用ダイヤルに電話をして相談をすることができます。あらかじめ手紙またはメールで相談予約をすることもできる。(相談グループの働き)
- 第9条 相談グループは交代で相談窓口の業務にあたる。ハラスメントを受けたと感じた人、および本人が委託した代理人の相談を受け付け、問題解決まで援助する。
- 2 相談グループは相談者が希望し、かつ同グループが重大と認めた事案について対策グループに解決を求めるとの申し立てを、申立書を提出して行う。(連盟ハラスメント防止規程より)

連盟ハラスメント防止規程全文はこちらから読みいただけます👉



ハラスメントを解決する相談・問題解決の流れ

